

亀山市告示第38号

亀山市介護職員初任者研修費等助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市介護職員初任者研修費等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修（第5条を除き、以下「介護職員初任者研修等」という。）の受講に係る費用の一部を助成することにより、介護に従事する人材の確保及び介護職員の資質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護事業所 市内に所在する事業所であって、次に掲げる事業のいずれかを行うものをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業

エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

(2) 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号イ及びロに掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

(3) 生活援助従事者研修 介護保険法施行令第3条第1項第1号イ及びロに掲げる研修で、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程に係るものをいう。

(助成金の名称)

第3条 この告示により交付する助成金は、亀山市介護職員初任者研修費等助成金（以下「助成金」という。）という。

(交付対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年4月1日以降に開講する介護職員初任者研修等を修了し、かつ、修了日から起算して1年以内である者

(2) 介護職員初任者研修等の修了日から起算して6月以内に介護事業所に直接雇用により就労し、3月（休職期間を除く。）以上継続して介護職員として勤務している者。ただし、介護職員初任者研修等の修了日において介護事業所等に直接雇用により就労している場合は、当該修了日から起算して3月（休職期間を除く。）以上継続して介護職員として勤務している者とする。

(3) 国、都道府県及び本市以外の市区町村等から助成金に相当する給付を受けていない者

(交付対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修のいずれか一方の受講に係る受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）とする。ただし、受講料等の分割払に伴う手数料並びに補講料及び追試受験料は、交付対象経費としない。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、4万円を上限とする。

2 助成金は、交付対象者1人につき1回に限り交付する。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀山市介護

職員初任者研修費等助成金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）
に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）介護職員初任者研修等を修了したことを証する書類の写し
- （2）受講料等の支払を証する書類の写し
- （3）就労証明書（様式第2号）
- （4）その他市長が必要と認める書類
（助成金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、亀山市介護職員初任者研修費等助成金交付決定兼確定通知書（様式第3号）又は亀山市介護職員初任者研修費等助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による助成金の交付の決定をした日から30日以内に、申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により助成金を交付する。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

亀山市介護職員初任者研修費等助成金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所
申請者 氏名
生年月日
電話番号

亀山市介護職員初任者研修費等助成金の交付を受けたいので、亀山市介護職員初任者研修費等助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請の内容

研 修 名	介護職員初任者研修・生活援助従事者研修 (いずれかに○)	
交 付 対 象 経 費 (受 講 料 + 教 材 費)	円	※分割払いに伴う手数料並びに補講料及び追試受験料は対象経費から除く。
交 付 申 請 額	円	※交付対象経費の2分の1(千円未満切り捨て)を記入する。 (上限4万円)
修 了 年 月 日	年 月 日	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 研修受講料及び教材費の支払を証する書類の写し ※研修及び研修指定事業者の名称並びに研修受講料等の内訳(受講料、テキスト代等)が記載されていること。 <input type="checkbox"/> 修了したことを証する書類の写し <input type="checkbox"/> 就労証明書(様式第2号)	

2 振込先(申請者名義の口座に限ります。)

金融機関名		支店名	
口座種別 <small>※該当するものに○印</small>	1.普通 2.当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

就労証明書

亀山市長 様

法人所在地

法人名称

代表者氏名

※本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

下記の者は、介護職員として下記就労事業所に就労していることを証明します。

記

被雇用者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
就労事業所	名 称	
	施設・サービス種別	
	所在地	
就労開始日	介護職員として 年 月 日から現在まで 3月以上継続して就労しています。	
事務担当者		連絡先 電話番号

備考 被雇用者とは、介護事業所等の設置者に直接雇用されている者で、派遣社員等は含まれません。

様式第3号（第8条関係）

亀山市介護職員初任者研修費等助成金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

亀山市長



年 月 日付けで交付申請のありました亀山市介護職員初任者
研修費等助成金については、下記のとおり助成することを確定しましたので通知
します。

記

助成金交付決定額（交付確定額） 円

様式第4号（第8条関係）

亀山市介護職員初任者研修費等助成金不交付決通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

亀山市長



年 月 日付けで交付申請のありました亀山市介護職員初任者
研修費等助成金については、次の理由により交付しないことと決定しましたので
通知します。

（理由）